

新居浜市公告第95号

「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和元年6月19日

新居浜市副市長 寺田政則

1 業務の概要

- (1) 業務名 「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」
- (2) 業務内容 別記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 提案上限額 17,765,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
内訳 令和元年度 7,370,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
令和2年度 10,395,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 事業担当課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部総合政策課

電話 0897-65-1210(直通)

E-mail seisaku@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 平成31・32年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されており（認定期間が有効であること。）、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体又は組織でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、若しくは反対することを目的とした団体又は組織でないこと。
- (4) 構成員に新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含まないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体又は組織でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- (7) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (8) 過去3年間（平成28年度から平成30年度まで）に、長期総合計画策定に関する業務（受託以外を含む。）の実績があること。

4 参加資格確認申請

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和元年6月28日（金）17時15分

(2) 提出先 上記2の事業担当課

(3) 参加資格確認結果の通知

令和元年7月1日(月)までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式2)により通知する。

5 プロポーザル関係書類の配布方法

新居浜市のホームページ(<https://www.city.niihama.lg.jp/>)のトップページ上の「組織(部・課)でさがす」→「企画部」→「総合政策課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(1) 配布期間

公告日から令和元年6月28日(金)までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(2) 配布場所 上記2の事業担当課

6 受託候補者の特定

企画提案の審査は、「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」事業者選定プロポーザル審査委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき、総合的に評価、判断し、受託候補者を特定する。

7 その他

(1) 受託候補者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。

(2) 提案等その他の関係書類作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。

(3) その他詳細については「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領による。